

◎新潟県告示第20号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年1月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業期間 令和3年7月14日から令和3年12月10日まで
- 3 作業地域 新潟市北区、新潟市東区、新潟市中央区、新潟市秋葉区、新潟市西区、上越市、阿賀野市